貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金(以下「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ち に取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじ め補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の 金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。ただし、この預金が法令や 公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、 受入れをお断りする場合があります。
- (2) 前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申 し出がある場合には、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この 預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後の 振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (3) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

- (2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意(遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。)による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払をすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位100円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

- 8. (未利用口座および未利用口座管理手数料)
 - (1)最終取引日から2年以上、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない 場合には、未利用口座となります。
 - (2)未利用口座管理手数料
 - ① 本手数料は、前項(1)の口座のうち、別途定める未利用口座が対象となります。
 - ② 未利用口座となった場合には、この預金口座から払戻請求書等によらず当金庫所 定の方法により、未利用口座管理手数料の引落しができるものとします。
 - ③ 預金残高が未利用口座管理手数料の額に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金口座を解約いたします。
 - ④ ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた預 金口座の再利用はできません。

(3)手数料の改定・新設

この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたます。

このほか、「普通預金(決済用普通預金を含む)・総合口座取引・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定」をご参照ください。

以上

令和4年4月1日現在

→上越信用金庫